

社会福祉法人新会計基準(素案)からの主な変更点

H22.12.8

基準

資金収支計算書の区分修正(第2章の4)

「投資活動による収支」という名称を「施設整備等活動による収支」に変更し、施設整備費に係る取引(施設整備等補助金収入、施設整備等借入金収入等)を網羅的・一体的に把握できるようにした。

素案(H22.1)

経常活動による収支
投資活動による収支
財務活動による収支



案(H22.12)

事業活動による収支
施設整備等活動による収支
その他の活動による収支

運用指針

保育所におけるサービス区分の方法(運用指針の5)

保育所を運営する事業と保育所で実施される「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」については、同一のサービス区分として差し支えないこととした。

素案(H22.1)

・規定なし



案(H22.12)

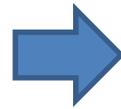
保育所を運営する事業と保育所で実施される以下の事業については、同一のサービス区分として差し支えない。
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業

本部会計の区分について(運用指針 の6)

法人本部について、法人の自主的な判断により、「拠点区分」若しくは「サービス区分」とすることができる旨をより明確にした。

素案(H22.1)

・法人本部が施設又は事業所と別に設置されている場合は1つの拠点として区分できる。



案(H22.12)

・本部については、法人の自主的な決定により、1つの拠点区分又はサービス区分とすることができる。

サービス区分間の繰入金の状況(運用指針 の11)

素案では、事業区分間及び拠点区分間の繰入金の状況のみを把握することとしていたが、通知上の資金用途制限に対応した資金移動明細書等を追加した。

素案(H22.1)

・事業区分間及び拠点区分間資金移動明細書



案(H22.12)

・事業区分間及び拠点区分間資金移動明細書
・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
・サービス区分間資金移動明細書
・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書

就労支援事業に関する説明の追加(運用指針 の19及び23)

- ・就労支援事業を実施する際の工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いを明示した。
- ・事務簡素化の観点から、就労支援事業に関する明細書の簡略規定を追加した。

素案(H22.1)

・積立金の規定なし

・作業種別毎に会計を区分する

・製造業務と販売業務に明細書を分けて作成
就労支援事業製造原価明細書
販売費及び一般管理費明細書



案(H22.12)

・工賃変動積立金の取扱いの明確化
・設備等整備積立金の取扱いの明確化
・積立金の流用に関する取扱いの明確化

・多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略することができる。

・製造業務と販売業務に分けなくてもよい簡略な明細書を追加(就労支援事業年間売上高1千万円以下の事業所に適用)
就労支援事業明細書(簡略明細書)
この場合、「就労支援事業製造原価明細書」と「販売費及び一般管理費明細書」の作成は不要。

退職共済制度の会計処理(運用指針 の20)

都道府県の実施する退職共済制度は、都道府県ごとに処理方法が異なっているため、想定される複数の会計処理方法を記載することとした。

素案(H22.1)

・法人の負担する掛け金額を退職共済預け金として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する。



案(H22.12)

・約定の額を退職給付引当金に計上する。
・期末退職金要支給額を退職給付引当金とし、同額を退職給付引当資産とする。
・法人の負担する掛け金額を退職給付引当資産として、同額を退職給付引当金とする。

勘定科目

大区分の省略(運用指針 の21)

勘定科目の大区分を事業別に整理した上で、事務簡素化の観点から、必要のない勘定科目は省略できることとした。

素案(H22.1)

・第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載し、勘定科目は省略できない。

(大区分)

介護保険収入
医業収入
訪問看護収入
自立支援費収入
措置費等収入
運営費収入
就労支援事業収入



案(H22.12)

・第1号の1～3様式、第2号の1～3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略できる。

(大区分)

介護保険事業収入
老人福祉事業収入
児童福祉事業収入
保育事業収入
就労支援事業収入
障害福祉サービス等事業収入
生活保護事業収入
医療事業収入
社会福祉協議会事業収入

移行措置

移行時の取扱い規定を追加(運用指針)

旧会計基準等から新会計基準に移行する際の取扱いを「運用指針」として新たに規定した。

素案(H22.1)

・規定なし



案(H22.12)

- ・旧基準からの移行の取扱い
- ・授産基準からの移行の取扱い
- ・指導指針からの移行の取扱い
- ・老健準則からの移行の取扱い
- ・就労基準からの移行の取扱い
- ・新病院準則からの移行の取扱い
- ・旧病院準則からの移行の取扱い
- ・訪問看護準則からの移行の取扱い
- ・経理規程準則からの移行の取扱い
- ・企業会計からの移行の取扱い